

市町村合併を推進するための必要な措置についての検討（案）

県の取り組みの考え方

市町村合併は、地域の将来や住民に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民の主体的な議論が十分に尽くされるよう、県も市町村や地域住民と一体となって取り組んでいく。

1. 奈良県市町村合併推進本部の設置（新法下においても継続）

- ・県内における自主的な市町村合併の円滑な推進を支援するため、奈良県市町村合併支援本部を設置

2. 啓発・情報提供（新法下においても継続実施）

- ・市町村合併相談コーナーの設置
県民の市町村合併に関する相談・質疑等について対応するための窓口を置く。
- ・市町村合併を推進するための情報の提供
啓発パンフレット、HP等による情報提供。
- ・市町村合併支援アドバイザーの派遣等
市町村や公共的団体等が行う、市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等に、アドバイザーや講師を派遣。

3. 財政的な支援の検討

- ・市町村合併を推進するために、地域の実情に応じて、最も効果的である財政的な支援策を検討する。

（旧法下での実施事業）

- ・市町村合併研究事業補助金（対象：公共的団体）
- ・市町村合併推進事業交付金（対象：任意協議会）
- ・奈良県市町村合併支援交付金（対象：合併市町村） など

4. 人的な支援の検討

- ・市町村合併を推進するために、地域の実情に応じて、最も効果的である人的な支援策を検討する。

（旧法下での実施事業）

- ・法定協議会への関係市町村の意向に基づいた参画等
法定協議会の要請に基づき、県職員が委員として参画、合併協議会事務局への県職員の派遣、合併協議会における具体的な内容についての助言・情報提供
- ・合併協議会支援プロジェクトチームの設置
法定協議会設置地域ごとに「合併協議会支援プロジェクトチーム」を設置し、市町村建設計画の作成等を支援。 など

論 点

- （1）市町村合併を推進する県の体制はどのようにすべきか。
- （2）新法下での合併協議の推進に向け、県としてどのような支援策が必要となるか。
- （3）新法で規定されている構想に基づく勧告、あっせん、調停の取扱いをどのように考えるか。